

# 太田市における休日の部活動の地域移行実施計画

太田市部活動運営の在り方検討委員会

令和6年1月策定

令和7年3月改訂

令和7年7月改訂

## I 休日の部活動の地域移行を推進する基本的な考え方

太田市における休日の部活動の地域移行を推進する際に、以下のことに留意して協議していく。

- 1 生徒が自発的に文化スポーツに親しみ、楽しさや喜びを感じられる活動の場を保障すること
- 2 少子化による生徒数減少に対応すること
- 3 教職員の働き方改革を推進すること
- 4 持続可能な部活動運営の在り方であること
- 5 文部科学省、スポーツ庁、文化庁及び群馬県の方針等を踏まえること
- 6 中体連専門部及び文化部の意見等を踏まえること
- 7 教職員、生徒及び保護者の意見等を踏まえること
- 8 市長部局、おたスポーツ学校（以下、スポーツ学校）、おた芸術学校（以下、芸術学校）、地域のスポーツ・文化団体と連携し、協議すること

## II 休日の部活動の地域移行の方向性について

- 1 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月、スポーツ庁・文化庁）、「学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた推進計画」（令和5年7月、群馬県教育委員会・群馬県地域創生部）をもとに、生徒の活動や活躍の場を保障することを第一に考え、太田市における休日の部活動の地域展開を段階的に推進していく。
- 2 休日の学校部活動の地域移行については、太田市部活動運営の在り方検討委員会（校長会・教頭会、中体連事務局・教育委員会等で構成された組織、以下、検討委員会）、校長会、教頭会、中体連事務局及び教育委員会等で協議し、「太田市における休日の部活動の地域移行実施計画（以下、実施計画）」を策定するとともに、体制づくり等を推進する。令和7年度末まで改革推進期間とし、実施計画の実現を目指す。
- 3 各学校は、実施計画をもとに、休日の部活動の地域移行を地域の実状に応じて計画的に推進する。各学校の専門部及び文化部において準備が整った部活動から段階的に移行していくことが望ましい。
- 4 生徒は、休日における地域クラブ活動に参加するか否か、どの地域クラブ活動に参加するかを選択できる。

- 5 平日の部活動はこれまでと同様に行い、顧問として教職員が携わることとする。また、休日の部活動の地域移行後も、平日の学校部活動はこれまでと同様に行い、顧問として教職員が携わることとする。また、部活動指導員、部活動指導協力者等はそれぞれの立場で平日の学校部活動に携わることとする。
- 6 教職員がスポーツ学校や芸術学校に指導者として登録し指導する場合は、スポーツ学校や芸術学校の規約に基づいて指導を行うとともに、「おおたスポーツ学校講師謝金基準要綱」に基づき謝金を支給されるものとする。
- 7 部活動指導員は、「太田市立中学校・義務教育学校部活動指導員配置要綱」に基づき、学校部活動に配置しているが、休日の地域クラブ活動【Ⅲ 1 (1)～(4)】には地域の指導者として携わることとする。
- 8 部活動指導協力者は、「部活動指導協力者派遣事業実施要綱」に基づき、学校部活動に配置しているが、休日の地域クラブ活動【Ⅲ 1 (1)～(4)】には、地域の指導者として携わることとする。

### Ⅲ 休日の部活動の地域移行の活動の在り方について

- 1 休日の部活動の地域移行の活動は、以下の8つの地域クラブ活動の在り方が考えられる。
  - (1) 学校の専門部及び文化部が単独で活動する（地域クラブ活動を学校で行う）。
  - (2) 複数学校の専門部及び文化部が合同で活動する（地域クラブ活動を学校で行う）。
  - (3) 複数学校の専門部及び文化部がブロックをつくり、ブロックごとに活動する（地域クラブ活動を学校で行う）。
  - (4) 拠点校部活動に生徒が参加し活動する（地域クラブ活動を学校で行う）。
  - (5) スポーツ学校や芸術学校の団体に生徒が参加し活動する（地域クラブ活動）。
  - (6) 地域スポーツクラブに生徒が参加し活動する（地域クラブ活動）。
  - (7) スポーツ少年団に生徒が参加し活動する（地域クラブ活動）。
  - (8) 民間スポーツクラブに生徒が参加し活動する（地域クラブ活動）。

#### 2 休日の地域クラブ活動で留意点について

##### 【Ⅲ 1 (1)～(4)】のケース

- (1) 学校の専門部及び文化部が単独で活動する場合
- (2) 複数学校の専門部及び文化部が合同で活動する場合
- (3) 複数学校の専門部及び文化部がブロックをつくり、ブロックごとに活動する場合
- (4) 拠点校部活動に生徒が参加し活動する場合

- 「合同チーム」（合同部活動とは異なる）は、部員数が競技人数を下回った学校の部活動同士が県中体連等の規定に従って大会に参加するための合同のチームである。個人種目のない6競技（バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール）で認められている。合同チームの参加については、該当校の校長が認め、市中体連理事会に申請し、承認を受ける。

- 本市では、上記の合同チームに加え、部活動の活性化や教職員の働き方改革などを図ることを目的に、部員数に関係なく近隣校で合同部活動を組むこととする。これは、学校の運動部及び文化部において生徒数が多い場合でも、部活数の適正化及び持続可能な部活動という観点から合同部活動の編成を可能とする。(大会参加は県中体連等の規程に従う)。合同部活動の編成については、該当校の校長が専門部及び文化部、中体連事務局と協議しながら検討し、市教育委員会に申請することとする。
- 部活動の活性化や教職員の働き方改革などを図ることを目的に、市内を東西南北等いくつかのブロックに分け、ブロックごとの活動を推進する(大会参加は県中体連等の規程に従う)。合同部活動の拡大版として捉え、市内を均等にブロック化し、ブロック内の学校が1カ所に集まり活動を行うこととする。ブロックの編成については、生徒数や校数、学校配置、競技の特性等を鑑み、教育委員会が中体連事務局、検討委員会、専門部及び文化部と協議し、ブロックを決定する。
- 合同部活動及びブロックを編成する場合は、原則として近隣の学校同士とする(生徒が自転車で移動することができる距離とし、目安は8km以内)。
- 合同部活動を編成する場合は、1つの部活動と捉え、2校それぞれが顧問を1名ずつ配置することで、1つの部活動に2名の顧問を配置したこととする。
- 拠点校部活動は、在籍校に希望する部活動がない生徒の受け皿となる場合と、運動部及び文化部の統廃合を行う場合がある。本市では、在籍校に希望する部活動がない生徒の受け皿となる場合を中心に検討を行う。また、合同部活動を推進することを前提とし、運動部及び文化部の縮小化が進み、統廃合の必要が生じた場合、統廃合における拠点校部活動を検討することとする。  
(※令和7年度時点で、拠点校部活動実施に向けての検討は行っていない)
- 拠点校部活動は、在籍校に希望する部活動がない場合、生徒の在籍校及び拠点校の校長の承認を得た上で、近隣の拠点校部活動(生徒が自転車で移動することができる距離とし、目安は8km以内)に参加できることとする。教育委員会は、運動部及び文化部の生徒数や学校配置等を鑑み、中体連事務局、検討委員会、専門部及び文化部と協議し、拠点校を決定する。  
(※令和7年度時点で、拠点校部活動実施に向けての検討及び整備は行っていない)
- 休日の地域クラブ活動を学校で行う場合、学校の施設を活用できるようにする。複数の部活動が合同で行う場合は、該当校同士で話し合い、該当校の施設を活用する。又は、必要に応じて市の施設やスポーツ広場等を活用する。
- 教職員が休日の地域クラブ活動を学校で指導する場合は、教育委員会に兼職兼業申請を行うとともに、教育委員会等の人材バンクに登録し、人材バンクから派遣された指導者として携わることとする。

### 【Ⅲ1(5)】のケース

#### (5) スポーツ学校や芸術学校の団体に生徒が参加し活動する場合

- スポーツ学校や芸術学校の団体に生徒が参加し活動する場合は、スポーツ学校や芸術学校に所属する。教職員がスポーツ学校や芸術学校で指導する場合は、教育委員会に兼職兼業申請を行うとともに、スポーツ学校や芸術学校の指導者として登録し、スポーツ学校や芸術学校から派遣された指導者として携わることとする。

【Ⅲ 1 (6)・(7)】のケース

(6) 地域スポーツクラブに生徒が参加し活動する場合

(7) スポーツ少年団に生徒が参加し活動する場合

○地域スポーツクラブやスポーツ少年団に生徒が参加し活動する場合は、地域スポーツクラブやスポーツ少年団に所属する。

【Ⅲ 1 (8)】のケース

(8) 民間スポーツクラブに生徒が参加し活動する場合

○民間スポーツクラブに生徒が参加し活動する場合は、民間スポーツクラブに所属する。

IV 専門部及び文化部における休日の部活動の地域移行について（令和7年2月時点データ）

	種目等	部活数	休日の部活動の地域移行の方向性
1	体操	男女 1校	民間スポーツクラブと地域スポーツクラブに移行していく。
2	野球	男女 17校	合同部活動、ブロックごとの活動を推進する。太田市野球連盟、市役所、スバル野球部、関東学園大学等と連携し、指導者の掘り起こしをしていく。地域スポーツクラブやスポーツ学校への活動を希望している生徒は参加できるようにしていく。
3	バスケットボール	男 17校	単独での部活動を継続可能だが、合同部活動を模索する。地域スポーツクラブ、スポーツ少年団などとの連携を模索する。バスケットボール協会と連携し、外部指導者の掘り起こしも行う。
		女 16校	
4	ソフトボール	女 3校	競技人口が少なく、部の設置がある3校での合同部活動を推進する。スポーツ学校に参加して活動することを希望する生徒は、参加できるように配慮する。拠点校部活動とすることも検討していく。
5	バレーボール	男 3校	男子は競技人口が少ないが、女子は競技人口が多い。単独での部活動を継続可能だが、段階的に合同部活動を推進していく。ブロックごとの活動も検討していく。バレーボール協会、スポーツ学校と連携し、外部指導者の掘り起こしも行う。
		女 15校	
6	ソフトテニス	男 13校	男女ともに競技人口が多い。単独での部活動を継続していく。部活動指導員や部活動指導協力者と協力して活動する。
		女 14校	
7	卓球	男 14校	合同練習会を進めながら、外部指導者の活用やブロックごとの活動などを模索していく。
		女 14校	
8	バドミントン	男 11校	男女ともに競技人口が多い。単独での部活動を継続可能だが、合同部活動を推進する。地域スポーツクラブやスポーツ学校への活動を希望している生徒は参加できるようにしていく。
		女 13校	
9	サッカー	男 15校	合同部活動を推進していく。スポーツ学校と連携していく。
		女	
10	陸上	男女 15校	スポーツ学校と地域スポーツクラブと連携する。合同練習会を実施していく。

11	水泳	男女	11校	民間スポーツクラブに移行していく。
12	柔道	男	7校	合同練習の実施を模索する。指導者人材の発掘を継続していく。 スポーツ少年団や道場等に参加して活動することを希望している生徒は参加できるようにしていく。
		女	5校	
13	剣道	男	10校	単独での部活動の他に、合同部活動も模索していく。剣道教室や道場への活動を希望している生徒は参加できるようにしていく。
		女	10校	
14	ダンス	女	4校	合同部活動を推進していく。
15	テニス	男	6校	合同練習等を実施しながら、合同部活動を模索していく。スポーツ学校と連携していく。
		女	5校	
16	空手道	男	5校	道場を中心に活動していく。 ※設置校数には、同好会も含む。
		女		
17	吹奏楽	男女	17校	単独での活動が可能な学校も多いが、合同部活動やブロックごとの活動も模索していく。芸術学校、アマチュアの管弦楽団等と連携していく。

## V 休日の部活動の地域移行に向けた動き

### 1 これまでの動きと今後の予定

#### (1) 令和5年度

○校長会検討委員会（全10回開催）

○説明会

校長、教頭、体育主任、市中体連専門委員長、市吹奏楽部長対象（全2回）

○アンケート調査 ※アンケート結果（一部抜粋）は、6を参照。

実施時期

<6月> 教職員（小・中学校全教職員対象）

<9月> 児童（小学5・6年生対象） 生徒（中学1・2・3年生対象）

<10月> 保護者（5・6年生、中学1・2・3年生対象）

○休日の部活動の地域移行実施計画の検討

○休日の部活動の地域移行実施計画の策定（R6年1月）

○太田市各スポーツ協会長への説明（2回実施）

○教職員・児童生徒・保護者へ実施計画の周知（R6年1月）

#### (2) 令和6年度

○校長会検討委員会（全5回開催）

○教頭会検討委員会（全5回開催）

○実施計画の見直し

○合同部活動の検討及び要項整備・策定

○市中体連専門部で合同部活動等の試行

○スポーツ学校との連携

○各スポーツ協会や地域のスポーツ団体との連携

### (3) 令和7年度

- 校長会検討委員会
- 教頭会検討委員会
- 説明会の実施（校長会／教頭会／中体連理事会）
- 説明や周知（スポーツ協会等）
- 実施計画の見直し
- 各学校で実施計画の作成
- 合同部活動等の実施
- スポーツ学校、芸術学校との連携
- 各スポーツ協会や地域のスポーツ団体との連携

## 2 検討委員会を継続して開催し、今後の休日の部活動の地域移行を推進する。

- (1) 検討委員会及び教育委員会は、教職員、児童生徒及び保護者対象アンケートの結果を踏まえた「休日の部活動の地域移行移行計画」を作成する。
- (2) 教育委員会は、「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに「各種スポーツ団体への説明計画」を作成し、スポーツ学校や芸術学校、太田市スポーツ協会等の各代表に説明し、理解と協力を得る。
- (3) 各学校は、検討委員会及び教育委員会が作成した「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに、各学校における「休日の部活動の地域移行実施計画」を作成する。
- (4) 各学校は、「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに、休日の部活動の地域移行を推進していく。
  - 各学校は、検討委員会及び教育委員会が策定した「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに、休日の部活動の地域移行を、地域の実状に応じて計画的に推進する。各学校の専門部及び文化部において準備が整った部活動から段階的に移行していくことが望ましい。
  - 各学校は、近隣の学校との合同部活動を模索し、推進する。
  - 各学校は、スポーツ学校や芸術学校と連携し、生徒の受入れを推進する。
  - 各学校は、地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブへの説明と生徒の受入れを依頼し、各団体における生徒の活動を円滑に行えるようにする。
  - 1月～2月に行う新入生対象入学説明会において、新入生及びその保護者に対し、新しい部活動の在り方について説明する。また、在校生及びその保護者に対しても、年度ごとに、新しい部活動の在り方について説明する。
  - 各学校は、令和5年度2月以降、準備が整った部活動から段階的に移行していく。
- (5) 検討委員会及び教育委員会は、必要に応じて、実施計画を修正していく。

## 3 スポーツ学校との連携について

- (1) スポーツ学校運営協議会に教育委員会と校長会代表が参加して協議を行う。
- (2) 教育委員会は、「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに「各種スポーツ団体への説明計画」を作成し、スポーツ学校運営協議会で説明して理解と協力を得る。
- (3) 学校部活動から地域クラブ活動への移行に向け、生徒の受入れが可能な競技の明確化と受入れの拡大を依頼する。

- (4) 教職員がスポーツ学校で指導する場合は、教育委員会に兼職兼業申請を行うとともに、スポーツ学校に指導者として登録し、スポーツ学校から派遣された指導者として携わることとする。教職員の指導者としての受入れを依頼する。
- (5) スポーツ学校の職員等を指導者として地域クラブ活動に携わることができるよう依頼する。
- (6) 各学校は、スポーツ学校と連携し、生徒の活動を円滑に行えるようにする。

#### 4 芸術学校との連携について

- (1) 休日の部活動の地域移行について芸術学校と教育委員会及び校長会が協議を行う。
- (2) 教育委員会は、「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに「各種スポーツ団体への説明計画」を作成し、芸術学校の代表に説明し、理解と協力を得る。
- (3) 学校部活動から地域クラブ活動への移行に向け、生徒の受入れについての明確化と受入れの拡大を依頼する。
- (4) 教職員が芸術学校で指導する場合は、教育委員会に兼職兼業申請を行うとともに、芸術学校に指導者として登録し、芸術学校から派遣された指導者として携わることとする。教職員の指導者としての受入れを依頼する。
- (5) 芸術学校の職員を指導者として地域クラブ活動に携わることができるよう依頼する。
- (6) 各学校は、芸術学校と連携し、生徒の活動を円滑に行えるようにする。

#### 5 地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブ等との連携について

- (1) 教育委員会は、「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに「各種スポーツ団体への説明計画」を作成し、太田市スポーツ協会等の各代表に説明し、理解と協力を得る。
- (2) 各学校は、地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブを訪問し、「休日の部活動の地域移行実施計画」をもとに、生徒の受入れについて説明と依頼を行う。
- (3) 各学校は、地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブと連携し、各団体における生徒の活動を円滑に行えるようにする。

#### 6 アンケート調査の結果【令和5年度調査】

##### 【教職員】

- 回答率 小学校 95.4% (回答者数576名)
- 中学校 85.1% (回答者数332名)

○部活動の問題点は何だと思えますか。(複数回答可)

<小学校>

[回答が多い順]	
①教員の負担が増している	95.5%
②教員が希望以外の部活動の顧問をしている	71.9%
③専門的技術を指導できる教員が不足している	70.0%

<中学校>

〔回答が多い順〕

①教員の負担が増している	82.8%
②教員が希望以外の部活動の顧問をしている	65.7%
③専門的技術を指導できる教員が不足している	56.3%

- ・部活動について、小学校は9割以上、中学校は8割以上が負担が増していると感じていること。
- ・教員の多くが希望以外、専門以外の部活動の指導に当たっていることに問題を感じており、専門的な技術指導ができる指導者が必要であると強く感じていること。

○休日の部活動が地域移行された場合、あなたの部活動への関わり方について、どのように考えますか。現在の気持ちをお聞かせください。

<小学校>

〔回答者576名〕

「関わりたい」「状況に応じて関わりたい」	121名
「未定」	98名
「どちらかというに関わりたくない」「関わりたくない」	357名

<中学校>

〔回答者332名〕

「関わりたい」「状況に応じて指導に関わりたい」	129名
「未定」	50名
「どちらかというに関わりたくない」「関わりたくない」	153名

- ・小、中学校の「関わりたい」「状況に応じて関わりたい」の合計が、250名であったこと。小、中学校の「未定」の合計が、148名であったこと。「未定」も含め、398名が休日の地域クラブ活動に関わってもらえるような環境を整える必要があること。
- ・小、中学校の「関わりたくない」「どちらかというに関わりたくない」の合計が、510名であったこと。510名が休日の地域クラブ活動に関わらなくてもよい環境を整える必要があること。
- ・「環境を整える」には、まず人材の確保が挙げられる。その方法には、①部活動指導員、部活動協力者、部活動指導者（行政職員）になる人材を増やしていく、②休日の地域クラブ活動の人材バンクを設立する、等が考えられる。

○休日の部活動の地域移行に係るご意見、ご要望

〔回答が多かった内容〕

- ・指導者にどのような保障（手当、保険等）ができるのか。
- ・中体連の大会運営や大会の参加についてどうなるのか。
- ・休日の生徒指導や保護者への対応についてはどうなるのか。

- ・ボランティアではなく、指導者に対してしっかりと保障をすること。
- ・大会は休日に行われることが多く、その運営や参加について検討していく必要があること。
- ・生徒指導や保護者の対応について、責任や体制を明確にしていくこと。

【児童生徒】

○回答率 小学校5・6年生 95.0%（回答者数3697名）

中学校1～3年生 88.8%（回答者5484名）

○休日の部活動が「地域クラブ活動」になった場合、その活動に参加しようと思いませんか。

<小学校>

「できるだけ参加したい」「参加しようと思う」	49.4%
「わからない」	31.5%
「できるだけ参加したくない」「参加したくない」	19.2%

<中学校>

「できるだけ参加したい」「参加しようと思う」	51.5%
「わからない」	29.9%
「できるだけ参加したくない」「参加したくない」	18.7%

- ・児童生徒の半数が「地域クラブ活動」への参加を考えていること。
- ・児童生徒の3割近くが「地域クラブ活動」への参加について自分の考えを持ちきれていないこと。

○休日の部活動が「地域クラブ活動」になった場合、その活動に学校の先生の他に、地域の指導者も指導します。そのことについてどう思いますか。

<小学校>

〔回答が多い順〕

①地域の指導者でも学校の先生でもどちらでもよい	38.8%
②学校の様子がわかっている「学校の先生」がよい	24.7%
③専門的なら「地域の指導者」がよい	18.5%
④よくわからない	17.9%

<中学校>

〔回答が多い順〕

①地域の指導者でも学校の先生でもどちらでもよい	36.3%
②学校の様子がわかっている「学校の先生」がよい	28.0%
③専門的なら「地域の指導者」がよい	21.7%
④よくわからない	14.0%

- ・休日の指導者が地域の指導者でも学校の先生でもどちらでもよいという回答が多く、「指導者」についてはまだ自分の考えを持ちきれていないと考えられること。
- ・学校の様子がわかっている「学校の先生」がよいという回答も多く、普段の自分（家庭状況等）もわかっている指導者の方が安心を感じるのではないかと考えられること。

○休日の部活動が「地域クラブ活動」になった場合、どの活動に参加してみたいですか。

<小学校>

〔回答が多い順〕

①平日の部活動と同じ先生と仲間と一緒にやる活動に参加したい	64.7%
②自分の学校と近くの学校とが合同で行う活動に参加したい	27.3%
③よくわからない	17.8%

<中学校>

〔回答が多い順〕

①平日の部活動と同じ先生と仲間と一緒にやる活動に参加したい	62.7%
②自分の学校と近くの学校とが合同で行う活動に参加したい	36.0%
③よくわからない	15.0%

- ・平日の指導者や仲間とともに休日も活動したいという回答が、他の回答よりもはるかに多く、多くの児童生徒が「人間関係」を気にしていると考えられること。また、平日と休日の活動の仕方に差が出て、その差に対応することにも不安を感じているのではないかと考えられること。
- ・自分の学校と近くの学校で組んで休日も活動したいという回答が多く、休日の活動場所への移動時間や移動方法を気にしていると考えられること。

○休日の部活動が「地域クラブ活動」になることについて、不安や心配すること、意見など。

<小学校>

〔回答が多かった内容〕

- ・指導者や仲間と仲良くできるか心配。
- ・先生と指導者で教え方や言うことが違うと困る。
- ・お金が心配。

<中学校>

〔回答が多かった内容〕

- ・他の学校の指導者や仲間と上手くやっていけるか。
- ・保護者への負担（お金・送迎）が増すのが心配。
- ・活動の仕方に不安（練習場所、練習時間、大会、練習試合、欠席できるかなど）

- 平日と休日で指導者や仲間が違うことに不安を感じている児童生徒が多いと考えられること。
- 保護者へ負担をかけてしまうことを心配している児童生徒が多いと考えられること。

#### 【保護者】

○回答率 小学校5・6年生 回答者数 1619名

中学校1～3年生 回答者数 2133名

○文科省の「休日の部活動を段階的に地域移行する」という方針について、どう思いますか。

<小学校>

「大いに賛成」「やや賛成」	42.2%
「どちらともいえない」	37.7%
「わからない」	10.9%
「あまり好ましくない」「反対」	9.3%

<中学校>

「大いに賛成」「やや賛成」	38.9%
「どちらともいえない」	40.3%
「わからない」	9.3%
「あまり好ましくない」「反対」	11.4%

- ・小学校、中学校の保護者の4割が休日の部活動を段階的に地域移行することに対して「賛成」と考えている。
- ・小学校、中学校の保護者の4割近くが休日の部活動を段階的に地域移行することに対して「どちらともいえない」と考えている。

○休日の部活動が地域移行する際、問題となることは何だと思いますか。(複数回答可)

<小学校>

〔回答が多い順〕	
①休日指導できる指導者の確保が難しい	52.5%
②子どもの送迎で、保護者の身体的・時間的な負担が増す	47.8%
③地域クラブ活動の運営(時間調整や会計等)の体制が整うかどうか	45.2%
④練習や練習時間の補助等、保護者の身体的・時間的な負担が増す	45.0%
⑤大会遠征等、保護者の費用負担が増す	37.2%

<中学校>

〔回答が多い順〕	
①休日指導できる指導者の確保が難しい	53.2%
②地域クラブ活動の運営(時間調整や会計等)の体制が整うかどうか	44.9%
③子どもの送迎で、保護者の身体的・時間的な負担が増す	37.2%
④練習や練習時間の補助等、保護者の身体的・時間的な負担が増す	30.5%
⑤休日の指導者や活動仲間との人間関係	29.4%

- ・5割以上の保護者が「休日の指導者の確保が難しい」と考えており、小学校・中学校ともに1番多い回答であった。
- ・4割以上の保護者が「地域クラブ活動の運営の体制が整うかどうか」不安に思っている。
- ・4割近くの保護者が「子どもの送迎」や「練習・練習試合の補助等」による負担が増すことについて不安に思っている。

## VI その他

### 1 用語の説明

- 学校部活動…学校教育の一環(教育課程外)としての位置付けであり、当該校の教職員や部活動指導員等が、基本的に当該校の生徒を指導する(合同部活動や拠点校部活動の場合あり)。主な活動場所は当該校であり、怪我等の補償は、災害共済給付の対象となる。
- 地域クラブ活動…学校と連携して行う地域のクラブ活動であり、法律上は社会教育の位置付けとなる。地域の多様な運営団体・実施主体によって行われ、地域の指導者が指導する。活動場所は、学校施設や社会教育施設等であり、怪我等の補償は、各種保険での対応となる。
- 合同チーム…中体連大会に向けたチーム編成の段階で各種目の競技人数を下回った場合に編成できる。大会参加については、「群馬県中学校体育連盟主催大会合同チーム参加規程」及び「太田市中体連主催大会への合同チーム参加について」による。

- 合同部活動…部員数に関係なく近隣校で編制し、それぞれの顧問の指導の下、日常的・継続的に活動を行う。現状では合同部活動の大会参加の規程はないので「合同チーム」参加規程に従う（新人大会のチーム編成の段階で各校の部員数が大会参加に必要な競技人数を上回っている場合、学校ごとのチームで大会に参加することになる）。
- 拠点校部活動…在籍校に希望する部活動がない場合に参加を希望する生徒を市町村内の一つの学校が受け入れる。市町村教育委員会等が推進する。